

目 次

第10回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第10回大宜味村議会定例会会議録（10月18日）	3
第10回大宜味村議会定例会会議録（10月19日）	11
第10回大宜味村議会定例会会議録（10月20日）	19
第10回大宜味村議会定例会会議録（10月22日）	25

第10回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和57年10月18日

会期 5日間

閉会 昭和57年10月22日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
10月18日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 村長所信表明 議案第60号～議案第61号 (検討) 提案説明 議案の訂正について
10月19日	火	本会議	午前10時	議案第60号～議案第61号 (検討) 質疑、討論、採決 議案の訂正について
10月20日	水	本会議	午前10時	陳情第3号～陳情第4号 決議案第10号 意見書第2号～意見書案第3号 提案説明、質疑、討論、採決
10月21日	木	休 会		
10月22日	金	本会議	午前10時	一般質問 閉 会

第10回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和57年10月18日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和57年10月18日 午前10時00分)

延 会 (昭和57年10月18日 午後4時49分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	経済課長	仲村 順三 君
教育長	宮城 松一 君	建設課長	古我知 清 君
総務課長	崎山 勝正 君	教育委員会 総務課長	大山 岩昌 君
税務課長	稲福 吉昭 君	農業委員会 事務局長	金城 利明 君
厚生課長	照屋 林克 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福 幸三 君 書記 前田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 村長所信表明

日程第4 議案第60号 大宜味村議会議場新築工事請負契約の変更について

日程第5 議案第61号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第6 議案の訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

よって、昭和57年大宜味村議会第10回定例会は成立いたしましたので開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の署名議員は会議規則第114条の規定により、議長において、4番 知念亀次郎君、5番 宮城長雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番入場。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から10月22日までの5日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時12分）

再 開（午前10時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3から日程第5 議案第61号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案の説明をする前に村政に対する所信の表明を行ないたいと思えます。

本日、昭和57年度第10回定例議会に臨み発言の機会を与えられ、村政を担当していくものとして基本理念と施策の一端を申し述べることでありますことは、私にとって誠にありがたく、かつ、光栄に存ずる次第でございます。

さて、私どもの祖先は恵れない環境の中にあつてこつこつと生計を立て、すぐれた文化を

創造し、継承し、多くの人材を世に送ってきました。その気風は現在なお、私どもの体内に脈打っています。幾多の試練に耐え、そしてのりこえて、大宜味村を今日まで営々発展にみちびいてこられた先達の偉業の重みと偉大さを改めて認識しなければなりません。

私はこのような認識にたって「自分は村のためになにができるか。また、村のためになにをなすべきか」という自覚のもとに教育現場に或いは村行政に与えられた任務を果して参りました。

ところで、この度は、はからずも私をして村政担当者の重責をになつてほしいとの声が日々その輪を広げ、はげしく私に決断を迫ってきたのであります。ご承知のようにわが国の内外の情勢が激動し、戦後最大の危機に直面しております。そしてその影響はいやおうなしに地方自治体にも波及し、国、地方を問わず、きわめて困難な局面をむかえております。そのような客観情勢の中にあつて村政を担当することは容易なことではなく、私の力などは無力に等しいことは誰もが認めるところであります。しかし、いかなる事態が到来しようとも、われわれは自らの生命とくらしを守る努力をしなければなりません。いまこそまさにその時です。1人の力は微力でも力と力を合わせれば無限の力になり得るのです。

私は今まで村政発展のために日夜奮闘してこられた先輩方を師と仰ぎ、村議会のご理解とご協力をいただき「平和で明るく豊かな村」の真の姿を求めて村民とともに全力を傾注していくことを決意しているところでございます。

以上経緯と現状の認識について若干申し上げましたが、次に村政運営の理念と政策等について申し述べてみたいと存じます。

私は村政運営の基本理念として「自由の恵沢を平等に確保し、戦争を放棄し、主権が国民に存ずる」ことを明確に宣言した日本国憲法の精神を遵守することであり、さらに村政に臨む基本姿勢として、村政は村民主体の政治でなければならずその精神を貫くためには、一つ「村民ひとりひとりの人権を尊重する。」二つ「常に村民の声を村政に反映させる。三つ「村政は常に公正、かつ平等でなければならない。」ことを明確にし、更に基本的な政策として次の七つを掲げております。

その一つは、いかなる戦争にも反対し、平和な村づくりに努めること。二つ、住民自治の確立に努めること。三つ、生産基盤の整備と拡充に努めること四つ、教育文化の継承発展に努めること。五つ、生活環境の整備に努めること。六つ、住民福祉の増進に努めること。七つ、地域資源の保全と活用に努めること。など、ごく一般的な施策を並べましたが、当面は豊かな経験と高い識見のもとに進めてこられた根路銘村政を継承し、推進して参りたいと考えておりますが、内外の情勢の厳しさにかんがみて業務の合理化、高率化、迅速化が求められており、それに対応するために役場機構の改善、人事の適正化について検討を進め、更に

各関係機関との連携を密にして事業の能率化を図り、生産性を高めるため一層の努力を重ねて参りたいと存じます。

さらにまた、上にかかげました諸施策の調和ある推進をはかるために村の総合的振興開発計画を策定し、資源の有効利用と環境の保全に努め「平和で、明るく、豊かな村」づくりにまい進していく所存でございます。

以上村政担当者としての理念と所信の一端を申し述べましたが、行政経験が浅く、政治についての識見もきわめて未熟でございますので今後は広く関係機関のご指導とご助言をいただき、更に村民の声に虚心に耳を傾け、村議会のご高見を仰ぎながら全職員一致団結して村勢発展に最善を尽して参ることをお誓いいたし、所信の一端といたします。

昭和57年10月18日 大宜味村長新城繁正。

議案第60号について、理由といたしましては、追加工事による増額分の契約変更をやるためでございます。

議案第61号について、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60,887千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,490,074千円とする。なお、細部につきましては各担当課で説明させたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時44分）

再 開（午後1時50分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

只今、村長から提出された議案第61号について訂正したい旨の申し出があります。

この際これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 訂正の件は日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第6 議案第61号 訂正の件を議題といたします。

村長から議案第61号 訂正の件の理由説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 計算の誤りがございまして、今朝も議会に送付する前に課長会で検討いたしましたけれども、その時にその誤りを発見することが出来ませんで、その以後細部にわたって数字を点検いたしましたら誤りがありますので、この際私達の非を認めまして訂正いたしたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第61号の訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号訂正の件は承認することに決定いたしました。

村長から訂正か所の説明を求めます。

- 村長(新城繁正君) 2款総務費、補正前の予算額249,748千円、補正予算額20,081千円、計269,829千円としたいと思います。

民生費で128,207千円、5,619千円、計で133,826千円にしたいと思います。

14款予備費、7,945千円、7,859千円計で15,804千円に改めたいと思います。

なお、細部につきましては総務課長の方から補足説明の時にさせますので、よろしく願いいたします。

- 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午後1時56分)

再 開 (午後2時28分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

12番退場。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時28分)

再 開 (午後3時57分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

3番退場。

休憩いたします。

休 憩 (午後3時57分)

再 開 (午後4時48分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後 4 時49分)

第10回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和57年10月19日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和57年10月19日 午前10時00分)

散 会 (昭和57年10月19日 午後4時16分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 宮 城 功 光 君	11番議員 山 川 正 行 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

3. 欠席議員 (1名)

8番議員 平 良 蔵 健 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	経済課長	仲村 順三 君
教育長	宮城 松一 君	建設課長	古我知 清 君
総務課長	崎山 勝正 君	教育委員会 総務課長	大山 岩昌 君
税務課長	稲福 吉昭 君	農業委員会 事務局長	金城 利明 君
厚生課長	照屋 林克 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福 幸三 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第2号）

日程第1 議案第60号 大宜味村議会議場新築工事請負契約の変更について

日程第2 議案第61号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算

日程第3 議案の訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第60号及び日程第2 議案第61号を一括議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

村長から提出された議案第61号について訂正したい旨の申し入れがあります。

この際議案第61号 訂正の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際議案第61号の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3 議案第61号 訂正の件を議題といたします。

村長から議案第61号 訂正の理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 昨日来提出者の不手際によりまして時間的に空白が生じていますが、申し訳なく思っています。

いろいろ検討した結果、議案第61号の12款の一部に予算構成の上から好ましくないところがあるので、別紙のとおり訂正し差し替えたいということでございます。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

只今議題となっております議案第61号の訂正の件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 訂正の件は承認することに決定いたしました。

村長から議案第61号の訂正か所の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 12款公債費ですが、補正前の額69,449千円に12,509千円を追加いたしまして81,958千円にしたい。それに関連いたしまして14款の予備費補正前の額7,945千円に7,859千円を追加いたしまして15,804千円に訂正したい。公債費の2目利子に当初簡易水道関係のものが542,020円を計上してありましたが、これは簡易水道事業特別会計と関係があるということで、予算構成の上から好ましくないのではないかと指摘がございま

して、それを関係機関等に照会いたしまして確認をいたしましたところ、やはり特別会計との関係で2目に組み入れておくということは好ましくないという結論に達しまして、この目から簡易水道関係の542,020円の公債費を削除いたしまして、それを予備費に組み入れて、そして特別会計の補正と関連いたしましてこれは特別会計へ繰り出していくという形で予算措置をしておくのが好ましいということになりまして訂正をして差し替えをした次第です。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時15分）

再 開（午後1時36分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（新城繁正君） 先程議案第61号の訂正についての理由を申し上げましたが、その中で好ましくないという表現で説明申し上げましたが、これを訂正いたしまして一般会計予算には入れるべきではないということで訂正したいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） これより議案第60号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第61号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 7番（宮里盛順君） 12款公債費の元金利息は現年度の当初予算から見ると本年度の元金償還金ではないと思いますが、これは前年度からのものと思いますがそうであるのか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 利子につきましては前からのものも含んでいます。元金につきましてはすえ置き等もありますので、これに表われてないものもあります。

○ 7番（宮里盛順君） 前年度以前であればその当初予算で計上すべき利子分は見通しがつかなかったのか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 年度途中におきまして利率の改正等がありますので、償還は年に2回にわたって行なわれていますので当初は前期分、補正で後期分というようにしてあります。

○ 7番（宮里盛順君） しかれば経常経費である当初で見込んでなければ今回の場合は50,000千円という財源があったから補正が出来たと、もし出来なければこの償還はどういうことでやる予定でしたか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 50,000千円があったから補正したという意味ではございません。その分につきましては財源を見込んでおきまして、予備費に入れるとか交付税に見られるような形での考えでやっています。

○ 7番（宮里盛順君） 財源が確保されているということであれば歳入に組み入れて補正前にやるべきだと思いますがどうですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 利子等につきましては利率の改正等が多々出て来ます。そういうことで本来ならやっておくべきであったかも知れませんが、先程申し上げましたように前期分については当初で計上しておいて、後期分については補正でお願いするというシステムを従来採って来ているわけです。

○ 7番（宮里盛順君） 補正とは、当初見込んだ事業量が増えた、或いは物価の変動があって予算の変更をしなければならぬ、或いは国県支出金等の金額がはっきりしないために途中で予算を計上する場合等に補正があるものと考えます。よって、当初からこの支出は本年度で支出すべきであると考えながら当初予算組んでおくと財源がない時に行政がマヒする恐れも出て来はしないかどうか。補正のあり方についてご答弁願いたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かに補正予算は只今のご質問のようでないといけないと思います。

○ 1番（平良森雄君） 不動産売払収入に辺土名高校用地売払い収入として50,054,920円補正されていますが、総売払い額と総面積と坪当り単価はいくらか。

○ 総務課長（崎山勝正君） その件につきましては去った9月の臨時議会でも説明いたしましたが、総面積は32,172㎡、単価は県教育庁が不動産鑑定士を傭いまして道路側の土地と山手側を鑑定いたしまして、道路側4,000円、山手側2,880円です。その和であります3,440円が単価となったわけですが、説明いたしましたように上級官庁が下級官庁から公共財産を取得する場合にはいくらか差し引いた額で買い上げしているのが通例だということで、3,440円から10%引いた3,100円で数字をはじき出したわけですが、そうしますと99,733,200円しかありませんでした。それで1億に満たなかったのは是非1億は作りたいという当時の村長の考えもありましたので、1億に合わせるために10円をプラスしまして3,110円という定額を出しまして、100,054,920円の数字を出してそれを教育庁に提示したわけです。

○ 1番（平良森雄君） 保健体育総務費の旅費は島根国体への旅費と説明を聞いています

が、沖縄国体との関連があるのかどうか。又、本村との国体の関係であるのか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 私が要請してその職員を行ってもらったいきさつがありますので説明申し上げたいと思います。

実は国体事務局から島根県夏季国体に62年開催予定の市町村は是非参加してくれという要請を受けまして、当初総務課から派遣する予定でありましたが村長選挙、知事選挙がありまして総務課は選挙関係の事務がありまして対応出来ないということで、村長と協議しまして社会教育担当の職員にお願いしたいということで派遣をお願いしたわけです。

これは塩屋湾が62年における沖縄国体における漕艇の候補地として名乗っておりまして、そういうことから島根国体に職員を1人派遣したわけです。

○ 1番（平良森雄君） これは県が塩屋湾で漕艇をやりたいということであるようですが、本村として積極的にこれを誘致するというお考えはないでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 私といたしましてはこの機会に本村でも可能な種目については開催をして欲しいという要請は前からしておりまして、村として県から正式に協議がありましたならば、それを受けてその取り組み、或いは関係者との相談を早目に持ちまして、その受け入れ態を整えていくという手順を採っていますが、現在の段階ではまだ正式な協議はございませんので、目下情報の収集、或いは機会ある毎に要請を続けている段階であります。

○ 5番（宮城長雄君） 財産管理費の13節、15節は改善センターの屋外ステージという説明でしたが、この屋外ステージは年間何回使用する考えですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 村内の沢山の人達に幅広く使ってもらいたいと思いますが、どういう使い方ということはまだ出ておりません。

○ 5番（宮城長雄君） これに要する補助金が200万円で一般財源から500万円出ていますが、この一般財源を支出するために他の事業にしわ寄せはないかどうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 全然ないと言えは嘘になるかと思いますが、そこら辺は調整しまして、屋外ステージは是非必要であるということから予算を計上しているわけです。

○ 1番（平良森雄君） 畜産業費に子牛生産奨励金として5頭分50千円が計上されていますが、現在村内には何頭の親牛がいますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 前の調査段階で58頭だったと憶えています、現在はまだ資料を確かめておりません。

○ 1番（平良森雄君） 聞くところによりますと繁殖牛は有望だということを聞いています。これから村としてどのような取り組みをやっていこうと考えておりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 村としましては県の貸付牛の導入などをして奨励しています。今後においてもそのような方向で進めて村内の頭数を増していきたいと考えています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後 2 時 15 分）

再 開（午後 4 時 09 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第60号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号 大宜味村議会議場新築工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第61号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号 昭和57年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩（午後 4 時 10 分）

再 開（午後 4 時 15 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さんでした。

散 会（午後4時16分）

第10回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和57年10月20日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和57年10月20日 午前10時00分)

散 会 (昭和57年10月20日 午後2時16分)

2. 出席議員 (11名)

1番議員 平 良 森 雄 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
9番議員 平 良 実 君	

3. 欠席議員 (3名)

2番議員 金 城 隆 好 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
3番議員 宮 城 功 光 君	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 稲 福 幸 三 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第3号）

日程第1 陳情第3号 沖縄県内国立療養所4施設の職員定数の大幅増員し本土並水準にまで引上げることを求める陳情書

日程第2 陳情第4号 史実をわい曲した教科書検定に抗議し申請本通りに直すことを要求する決議を求める陳情書

日程第3 決議案第10号 沖縄県内国立療養所4施設の職員定数を大幅に増員し本土並水準にまで引上げることを求める決議

日程第4 意見案第2号 教科書検定に関する意見書

日程第5 意見案第3号 「湖南丸」など戦時中米軍潜水艦等によって犠牲になった沖縄県民に対する戦後処理に関する意見書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は11名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時10分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 陳情第3号を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情については質疑討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより陳情第3号 沖縄県内国立療養所4施設の職員定数の大幅に増員し本土並水準にまで引上げをを求める陳情書について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択されました。

日程第2 陳情第4号を議題といたします。

おはかりいたします。

本陳情については質疑討論を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより陳情第4号 史実をわい曲した教科書検定に抗議し申請本通りに直すことを要求する決議を求める陳情書について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択されました。

休憩いたします。

休 憩（午前10時12分）

再 開（午前10時49分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により決議案第10号が提出されていますので、この際これを日程に追加したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第10号は日程に追加されました。

日程第3 決議案第10号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第10号 沖縄県内国立療養所4施設の職員定数を大幅に増員し本土並水準にまで引上げることを求める決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により意見案第2号が提出されていますので、この際これを日程に追加したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は日程に追加されました。

日程第4 意見案第2号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより意見案第2号 教科書検定に関する意見書について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時52分)

再 開 (午後2時11分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今全員発議により意見案第3号が提出されておりますので、この際これを日程に追加いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は日程に追加されました。

日程第5 意見案第3号を議題といたします。

おはかりいたします。

本意見案は全員発議でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより意見案第3号 「湖南丸」など戦時中米軍潜水艦等によって犠牲になった沖縄県

民に対する戦後処理に関する意見書について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時13分)

再 開 (午後 2 時15分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

明日21日は議員研修のため休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日21日は休会することに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後 2 時16分)

第10回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和57年10月22日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和57年10月22日 午前10時00分)

閉 会 (昭和57年10月22日 午後4時20分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 平 良 森 雄 君	9番議員 平 良 実 君
2番議員 金 城 隆 好 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 宮 城 功 光 君	11番議員 山 川 正 行 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	13番議員 松 島 重 克 君
6番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	

3. 欠席議員 (1名)

8番議員 平 良 蔵 健 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	経済課長	仲村順三君
教育長	宮城松一君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君
厚生課長	照屋林克君		
税務課長	稲福吉昭君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	稲福幸三君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第4号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時03分)

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 これより一般質問を行ないます。

通告順により順次質問を許します。

◇大宜味中学校校地校舎整備について

○ 1番（平良森雄君） 大宜味中学校は統合以来3年目を迎えましたが、学校施設、環境の整備、運動場の排水溝など未だに未解決のものが山積しております。よりよい教育効果を上げるために1日も早くこのような未解決のものを実現していただきたいのですが、今後の取り組みについてお伺いします。

○ 教育長（宮城松一君） 私達も第2次振興開発計画にのって村内の小中学校の整備計画を作成中であります。10月14日の委員会並びに小中校長会におきましても委員会が予想されているものについては、予想されているものと言うのは校舎の整備計画でございます。

これにつきましてはその時に委員会の計画はこのとおりですがどうでしょうかということでは調整はしてありますが、今のところ校舎の整備計画につきましては校長も了承しております。

その外の今日のご質問の事業につきましては校長からも整備計画が出されておりますが、一般財源による小中校の校地整備につきましては各学校とも出してもらうように申し上げたら、各学校から出されていますが、来月の11日の校長会で調整したいと思っておりますが、それに伴う財源が要求しているのが村からは出してもらえないのが毎年の現状でございます。

○ 1番（平良森雄君） 特に中学校については村民が一体となって統合して、子供達に夢を与えていこうということなんです。

しかし、中学校に行ってみると整備が不十分で気の毒であるわけです。私の方でも整備計画書をもっていますが、是非今年度の予算でやっていただきたいというのが上げられています。これは技術科室の整備、視聴覚室の整備、スクールバス車庫、これについては本年する予定があるのか。

○ 教育長（宮城松一君） 来る11日に校長会の会合がありますのでそれを経て、その後村

当局にも当って是非実現してくれということを要請したいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時17分）

再 開（午前10時23分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇行政機構の改革について

○ 11番（山川正行君） 所信表明にもおっしゃっておられますように、合理的な村政の業務を進めるために機構を改善して財政の効率的運用を図り、村民へのサービスにつながるように考える必要があると思います。この際、機構改革並びに将来の開発計画等を含めた総合的なもの、このようにするために財政的な負担はあると思いますが、他の市町村で実施しておりますような行政診断による機構を作ってはどうかと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） かねて役場の機構については検討を要するというところでいろいろ話し合いをされて来ているわけですが、それがなかなか実現されなくて、それで私は今回村政を担当することになりましたので、従来必要は感じていたがそれがなかなか実現出来なかったということで、その原因は何処にあるかということで十分検討いたしまして、特に行政サービスという立場から機構を見直してみたい。これは考え方といたしましては特に企画関係の業務を主体的に考えて、そして財政計画にもう少し力を入れていかなければ今後の村政運営に支障を来すのではないかと考えまして、改善を図っていきたくて考えています。

行政診断につきましても、実は先般県の開発局長が私の就任についての表敬訪問がございましたが、その時にもそういう面についてお話申し上げております。私共といたしましては財政的に大変力が弱いので、私が考えていることを是非県でも力を貸して欲しいということも申し上げておりましたが、早速担当課を派遣いたしまして行政機構或いは行政診断につきましても話はしてございますが、時期的にはどうするという具体的な面はまだ考えておりませんが、なるべく57年度中でそれを検討し、次年度の予算あたりでこれが反映出来ればと考えています。

◇財政の確保とその対策について

○ 7番（宮里盛順君） 本村の財政の数字の上から見た場合には、沖縄県も全国からすると大変弱い財政状態ではありますが、なお、沖縄でも弱いということが結果的に出ています。55年の決算の内容を見ますと、財政指数が本村は0.11%、沖縄県の町村平均が0.18%、全国町村平均が0.31%となって、本村は県の中でも最下位になっておるし、又、自主財源においても全国平均の30%余に対して県平均は13.8%、本村では0.5%までいかないという低い財政力であるということが数字の上でうかがえるわけでございます。さらに人口も毎年

減っていく、人口の減少は生産性をはじめ交付税及び自主財源の弱小化につながって来るが、村長はその対策についてどのような施策を持っておられるのか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに本村の財政力は統計資料によって県でも下位の方に属しているのはご承知のとおりでありまして、これには諸々の要素があると思います。これを健全化を図るには容易なことではないと考えていますが、しかし、そういう現実に対処していかなければ村の行政は成り立ちませんので、私といたしましてはご指摘になりました財源の弱小化ということをございますが、これを何とかもう少し強化という方向で進めていかなければいけないのではないかと考えています。

具体的に申し上げれば、交付税の積算はいろいろあるようですが、例えば人口の問題でしょう。人口の流出を防ぎながら適切な施策を構じまして人口を増やしていくことを考えなければいけません。そのためにはいろんな施策があると思いますが、現在進めています村営住宅の建設、農業基盤を整備して農用地の拡大を図って生産農家の定着を図る、或いは後継者育成につなげていくとか、そして併せて農業所得の向上を図っていくとか、そういうことが必要でしょうし、交付税の大きなウエートを占める村道とかを見直しまして認定すべきものはどんどん認定して、そういう面からも財源を確保するという事等も必要だと考えています。

いずれにいたしましても大事なことでありますので、これは今申し上げた分野からだけは達成出来ないと思いますので、各関係機関との連絡調整も十分図りながら、財政計画につきましては一層力を入れてやりたいと思っています。

◇喜如嘉集落道の整備について

○ 12番（前田貞四郎君） 喜如嘉の4班と5班の間を通過している集落道は9班と4班の学童のスクールゾーンにもなっている上に喜如嘉の人も謝名城の人もバス停への通路にもなっておりまして、人と車の往来の多い所であります。そこはモデル事業の整備計画にも入っており、それに関連する排水溝も殆んど整っていますが、路面の整備は何時頃実施される予定であるのか。

○ 村長（新城繁正君） 事業の内容からしまして村が計画して県がそれを認めてもらうんでありますら計画どおりの事業が運ぶわけですが、補助金との関係でそれに応じた事業量を考えなければいけないということで、これまでは大型の事業は終わっておりますので、これからは住民生活の上でニードの高い或いは環境整備の上から緊急度の高い集排集道を選択いたしまして、努めて地域の要望に応じていきたいと考えています。

◇押川簡易水道について

○ 5番（宮城長雄君） 押川の簡易水道はろ過槽が設置されていないので、大雨の度ごとに

赤水がじゃ口から出て衛生的にも健康にも非常に悪いと思いますが、早急にろ過槽を設置して住民の健康を守る考えはないか。

○ 村長（新城繁正君） ご指摘のとおりでございまして押川の簡易水道は完全なものではございません。私共といたしましてはそういう地域は整備しようという方針は持っておりますが、補助事業を導入する場合でも法的な問題があるようでございまして、押川地域につきましては簡易水道としての導入は難しいということでございますので、しからばそのまま放ったらかすということでも困りますので、一般財源があれば早急にそれを改善ということが最も望ましいわけですが、現在の押川の水道は村の財源で補正をして十分ではありませんがしているわけですが、ろ過槽がないために困っているという区長からの話もあってそういう実情は十分分かっていきますので、これを急ぐためにどういう方策があるかと検討しているわけですが、県との間で河川からの取水に関して要望が上って来ていまして、その中で押川の場合はこれが最も緊急性を持っているのではないかとということでそういう面で改善を図っていこうということで県にもそういう趣旨を伝えてあります。

ところが県と村で何時になったら同意が出来るか見通しがつきません。しかし、その時期が早く到来するという努力を続けてまいりまして、どうしても時期が延びると言うことが強くなって来た場合はその時点で財源の捻出を検討して完全な水を供給していこうと目下話し合っているところです。

○ 5番（宮城長雄君） 水は住民生活に欠せない重要なものだと思います。ろ過槽は最優先すべきと考えていますが、村はどう考えておりますか。

○ 村長（新城繁正君） それに近い内に出来ないとしたら村としては独自に財源を考えまして、それを考えていきたいと思いますが、何時やるということは申し上げられませんが、それについてご指摘のように早急に解決出来るように努力してまいりたいと思います。

◇村政に対する村長の所信表明について

○ 1番（平良森雄君） 所信表明にありますように、自由の恵沢を平等に確保し、戦争を放棄し、主権が国屈に存することを明確に宣言した日本国憲法の精神を遵守するとありますが、現憲法の改悪に反対しますか。全ての米軍基地に反対し撤去を求めますか。自衛官募集業務に反対しますか。3点についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 私も所信表明で明確にしましたように現在の日本国憲法はすぐれた世界に誇るべきものであると理解しております。戦争を放棄すると、主権が国民にあるということを明確にうたっておりますし、現時点で憲法を改正する要素は全くないだろうと思っています。従いまして憲法改正論、それが改悪となればなおかつ私は反対していくということを明確に申し上げておきたいと思っています。

米軍基地についてですが、日米間で交わされたやや憲法に違反すると言われていた条約に基づいてしかも沖縄の基地は核基地であると最近報道されておりますし、そういう米軍基地は憲法を遵守するという立場からいたしまして当然認めるわけにはいかないということで、基地の撤去を求めていると思います。私は本村に1坪たりとも米軍基地は提供することはありません。

自衛官の募集業務についてですが、これは指導という形は受けてございます。これは自治法の別表4の市町村の業務の中にもございますが、私としましては自衛隊というものは憲法9条の2項で戦力は一切保持しないということを明確にうたっているながら現実に自衛隊というのは軍隊ということに置き変えてもいいのではないかと私は思います。そういう意味からしますとそれにかかわる業務を本村で私が受けるわけにはまいりません。自衛官業務につきましてはこれまでもそうでしたが、これから先も私としては村の業務として受けるわけにはいけないというように考えております。

◇饒波区の集落道集落排水施設整備について

○ 10番（**崎山喜弘君**） 本村もモデル事業が実施され村民の生活環境も次第に変わりつつあります。生活の向上と水の使用量も増加してまいります。当区においても水の使用量に対し排水施設が不十分なため隣近所に迷惑をかけたたりすることが多々あります。又、衛生的にもいい環境とは言えません。伝染病の発生源ともなりかねませんので区民は1日も早く整備されることを1日千秋の思いで待っています。よって、集道及び集排施設の整備事業の実施時期についてお伺いします。

○ 村長（**新城繁正君**） 先程も申し上げましたとおりでございますが、努めて実態把握をしまして緊急度の高い地域につきましては十分検討して早目に整備していきたいと思っております。

◇ミカンコミバエの絶滅による対応策について

○ 9番（**平良 実君**） ミカンコミバエの絶滅により60余年とざされていた果樹類の県外出荷が解除になり、今後の村の施策に大きな期待をよせています。村長の所信表明で地域資源の保全と活用に努めるとのことで大変結構なことだと思います。特に本村には先祖代々から栽培されているヒラミレモンの収穫も間近に迫っておりますが、村として次の点についての対応策についてお伺いします。

青果で県外出荷の計画はないか。従来どおり県内消費加工用に供するか。将来村の特産物とされる考えはないか。以上3点についてお伺いします。

○ 村長（**新城繁正君**） 青果で県外出荷の計画がないかということでございますが、流通関係については農協が面倒を見ております。伺うところによりますと経済連にもその計画があるようでして、村としても出荷したという実績があるようです。今後その試を検討いたし

まして優良な製品を本土に送って県産品を愛用していただくというように考えております。

村内の工場で従来も加工いたしまして立派な製品を各方面に出して好評を受けています。そのために村内の所得向上に大分役立っているということをごさいます、県外出荷或いは村内加工を十分考慮しながら進めていきたいと農協と十分調整してまいりたいと思っております。

特産物ということをごさいます、私共といたしましては現在既に特産物というように考えているわけをごさいます。これから先も本村の特産物として県内は勿論県外へも出荷して、その評価を高めていくように努力していきたいと考えております。

◇人事院勧告について

○ 4番（知念亀次郎君） 国は9月24日の閣議で国家公務員給与に対する人事院勧告の凍結を決定した。57年10月2日県は自治省から通達されていた地方公務員給与のペア見送りを各市町村にも伝達したと新聞報道にありましたが、大宜味村当局も受け取りましたか。

その内容を詳しく説明し、今後の対応策をお聞きしたい。

○ 村長（新城繁正君） 確かに受け取ってごさいます。県の総務部長から事務次官通達をコピーで送付してあるということです。

国家公務員の給与については現下の諸情勢等を総合的に勘案し、別紙のとおり改訂を見送るものとする閣議決定がされた。人事院勧告は出しましたが凍結するという事になったということです。地方公務員の給与改訂に関する取り扱いについては閣議決定にあるように国家公務員に準じた処置を講じるべきであるということです。現に国家公務員又は民間の給与を上回っている地方公共団体にあつては、その水準を高める要因となっている給与制度及びその運用の見直しを行い、必要な是正措置を講ずること。退職手当の支給率が国家公務員より上回っている地方公共団体にあつては制度及び運用について早急に適切な措置を講ずること。既存の事務、事業の簡素化並びに公共施設等における管理運営の民間委託の推進等により定員の削減を図り、以つて人件費の抑制に格段の努力を払うとともに従来にも増して行政経費の節減に努めること。以上のような内容になっております。

それについての対応策ということですが、私といたしましては財政構成の問題から、国の指導に対してそれを守らないで勝手な措置をする市町村については交付税で制裁をすることが指導されておまして、又、現に行なわれているわけです。そういうこと等もありますので、これは十分検討しなければなりません。この指導につきまして国や県も強調しておりますし、交付税に依存度の高い本村ですのでその辺については慎重に対処していきたいと、それと併せて人事の適正化ということについても十分検討いたしまして、経費を節減して業務のサービスが出来ないかということについて検討を進めていきたいと考えており

ます。

◇村政に対する所信表明について

○ 13番（松島重克君） 村長が就任早々でありますのでその他の事項は後日に譲りまして、所信表明に限って質問をいたしたいと思います。

村長は所信表明の中におきまして戦後最大の危機に直面しているといことを触れておられるわけですが、これは文章上のアクセントであるのか或いは事実そう認識されているのか。

○ 村長（新城繁正君） 私といたしましてそういう表現をいたしましたのは、特に財政事情についてマスコミ等で報じられていますように行財政の問題で国では苦慮されていると、自治大臣や総理大臣の談話等であってない危機だという表現をされて、国をあずかる方々がそういう切実感を持っていると、私としては国の考え方を踏まえましてそれ以上に村政を運営していくためには現時点は危機と認識しなければいけないという立場から、これまでにないということからという表現でも良かったわけですが戦後最大の危機と表現したわけですが。その裏には財政的なものを中心になりますが、その他報道にありますような国の内外のことにつきましてもそういう認識を持っているわけですので先程おっしゃった表現の問題なのかということになりますれば、これまでにない危機に直面しているという表現でもよかったですのではないかと思います。私としてはなお厳しく受け取るということで戦後最大の危機という表現です。

○ 13番（松島重克君） 所信表明に表われているのは述べられた方とそれを受け取る方があるわけですね。それからしますと先程の説明では政府がそのような発表をしたということですが、それを受けてこういう表現をしたということですが、これはどうかと思います。やはり村長が村政に対する所信表明という立場で表明したからにはそれなりの所信を持って所信表明の中で述べられなければいけないと、そうしますと戦後最大の危機に直面しているということは重大な事だとおもいます。でありますので先程事実そう認識しておられるのかということをお尋ねしたわけですが。その辺もう少し分かり易くご説明いただきたいとおもいます。

○ 村長（新城繁正君） 私といたしましても国の情勢につきましても先程申し上げましたような認識の基に国政が営まれているということと、村政を担当していくという立場に立ちましても先程から触れておりますように、本村の財政問題、機構の問題、懸案事項として残っております事項を見ますと私としては大変なことをこれから処理しなければならんと、こういうこと等も私としては十分受け止めて、これまでの3か年の行政経験という立場ではなくて最高責任者としてやっていかなければいけませんので、決意と村の実情全て含めまして危機感を持って対処していこうということでこのような表現をしたわけですが。

○ 13番（松島重克君） 戦後30数年間経過しているわけですが、その間財政の硬直とかその他いろいろ厳しい問題が出ていたわけですが、所信表明に表われている戦後最大の危機ということは戦後30数年かかってない危機に直面しているということに受け取られるわけです。

そういったしますと先程の説明からは文章上のアクセントではなく事実そう受け止めているということであるならば、どういう面がどのように戦後最大の危機に直面しているのかご説明お願いいたしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 事実戦後最大の危機と認識しているのかということでございますが、私はご存知のように行政というものに十分経験もございませんので、ごく一般的にマスコミとか先輩との対話の中で村政或いは国政というものについて考えて来たわけでございますので、事実現時点が戦後最大の危機であるかと質問されますと、事実そういうふうにあるという確答は私としては出来ません。この表現は事実ということを受け止めていただくと私には荷が重いので、私がこのように自分の経験を通して現在はこれまでの最大の危機であるというふうに受け止めているとご理解いただければ幸いです。

○ 13番（松島重克君） 先程も申し上げましたように所信表明は村長の認識だけにとどまらない。受ける側ということでもありますので戦後最大の危機に直面していると、大変なことだと、どういうことかと、受ける側は当然どういうことかと大きな関心を呼ぶわけです。ところが今の説明からすると多少文章上のアクセントだなと言わざるを得ないわけです。あくまでかかってなかった戦後最大の危機に直面しておるということならば、具体的に何処がどのように戦後最大の危機か、更にその最大の危機は本村の村政にどのような波及があるのかというところまでいかざるを得ないわけですが、それは多少文章のアクセントのようでありますのでそれはその点で置いておきたいと思います

次に施策についての説明をいただきたいと思います。所信表明の中におきましては政策が3つ基本的な施策が7つ上げられていますが、分かり易く説明いただけたらと思いますが、その辺の説明をよろしくお願いいたしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 3つの基本姿勢、村民一人ひとりの人権を尊重すると言っていますが、努めて村民の権利を擁護するということでございます。それから常に村民の声を村政に反映させるということでございますが、これは努めて地域との対話をして村政に反映させていきたいということでございます。それから村政は常に公正でかつ平等でなければならぬ。これは最近汚職とかが出ておりますが、私も含めまして村政は特定の人々のためにあるものではなくて常に公正で村民一人ひとりに平等でそれが与えられるものでなければいけないと、そういうことで基本的な姿勢ということに臨みたいということです。

施策につきましては、軍事基地の撤去を求める。軍備予算があのように伸びるということ

は反対である。平和憲法の理念に立っている私としては絶対認めるわけにはいけないというのが一番目の内容でございます。

住民自治の確立ということでございますが、地方自治というのは憲法でも十分うたわれておりますし政治の中央集権化には絶対に反対して、あくまでも地方の住民を大事にする政治を進めていくということでございます。

生産基盤の整備と拡充ですが、現在も進めています。それをなお一層進めて生産性を高めて農林水産業者の所得を高めていこうということです。それから地場産業を育成して雇用力を高めて地域にプラスになればと考えています。

教育文化の継承発展についてですが、児童生徒が少なくなって来まして施設関係の見直し等がございます。小さくなればなるほどそれなりの教育環境の整備、教育内容の充実を図っていかねば個々の児童生徒が伸びていけないわけですので、これから先小規模学校の施設はどうか、将来のためにもっと力をつける教育は出来ないのかどうかということも含めて充実を図っていきたくと念願しているわけです。それから育英事業をもう少し充実いたしまして向学心を高め有能な人材を育成していきたくと。それから社会教育面は施設が十分ではございませんので、それも十分整備しながら村民の体力の向上を図っていくということも考えております。文化につきましては本村にいろいろな文化がありますが、それをなお発掘いたしまして伝承していくと、それを将来文化の大宜味村と、伝統芸能を保護育成していきたくと思います。

生活環境の整備につきましては、現在進めておりますモデル事業を早目に整備充実して住みよい地域造りに努めたいと思っています。それから現在進めております水道事業も推進しまして良質な水を供給するように努めたいと思います。

住民福祉の増進についてですが、成人病とか子宮ガン検診とかがありますが、これを今後とも十分進めて村民の健康を保持していきたく。医療機関は整ってまいりましたが、これの機具の充実を図って安心して住民が生活出来るように努めたいと思っています。

地域資源の保全と活用についてですが、これからの懸案事項でもございますが水資源の問題、県でも二次振計にうたってございます。その問題もこれから先努力いたしまして地域振興に寄与出来るものも十分検討して努力していきたくと思います。それからダム関係も呼びかけられておりますが、まだどうするという方向づけもございませんが、地域住民の意向も十分体しまして処置をしなければいけないのではないかなあと、それから林野も沢山ありますのでどう活用するかということも地域資源の有効利用ということにつなげていこうと、そういうことを図るために私は村の総合的な振興開発計画というものを策定すると、これを基本的にやっていかなければいけないのではないかと思ひまして、目下、県の窓口とも話し合

いをいたしまして、部内でも十分話し合いをしていきながら、村民の声を聞きながら具体的な施策を進めていきたいと考えているわけです。

○ 13番（松島重克君） 新村長の計画を集約いたしますと、平和で明るく豊かな村づくりということになるかと思いますが、新村長が目指す平和で明るく豊かな村とはどういう認識に立っておられるかお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 平和とは、国民的立場からも村民的立場からも不安のない希望の持てることを私としては考えているわけです。毎日が生活出来ることを喜びとして感じることでございます。豊かなというのは所得が高くて金持ちがいいかも知れませんが、それよりも心の豊かさというのを考えていかなければいけないと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時42分）

再 開（午後1時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇津波地区内県道の舗装工事について

○ 7番（宮里盛順君） この道路は県道であるのかどうかお伺いします。

○ 建設課長（古我知 清君） 国道でございます。

○ 7番（宮里盛順君） この道路は県道であった関係上そういうように書いてありますが、この道路は舗装や排水の整備がされてなく道路の維持管理に住民が協力しておりますが、そこには住家があり通学道路であり、これを国に要請して整備する計画はないかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 村といたしましては国道事務所にこれまで何回か話し合いをしておりますが、そう事が運んでないということでございます。早い内に再度要請したいと思っております。

○ 7番（宮里盛順君） この道路の整備については地域住民は勿論のこと、児童生徒の父兄は早急に整備してもらいたいという強い要望がありますが、村当局としては折衝もされたようではありますが、その実現に向けて今後折衝を強めていかれるかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 努めて早い機会に他も含めてその実現方を再度強く申し入れたいと思います。

◇アスファルト工場建設について

○ 12番（前田貞四郎君） 建設業会の話によりますと、津波平南にアスファルト工場建設の話があるようですが、その関係者から村当局に建設をさせてくれという申し出があったかどうか。

○ 村長（新城繁正君） ございました。

○ 12番（前田貞四郎君） 地元の津波では部落から遠く離れているので公害も心配することはないということで部落民としては賛成していると聞いていますが、公害もなく地元民も賛成しているのであれば地元民を優先して雇用するという条件を付けまして村長としては積極的にこれを誘致すべきではないか。そうすることによって雇用の拡大、過疎化の防止の面で村にプラスになると考えますが、これを村長は積極的に誘致する考えがあるかないか。

○ 村長（新城繁正君） この申し出は書類で出ておりまして、村といたしましては申し出の趣旨を検討いたしておりますが、書類に一部不備があるということで申し出人にその旨を通告しておりまして、現在、申し出人が書類の問題をどこまで解決しているかと伺っていませんが、地元の承諾書を取り付けておりまして、位置的に見ても公害というものも然程ないのではないかと思いますし、私といたしましてはこの工場の誘致につきましては積極的に前向きにこれを検討していきたいと考えておりますが、業務の内容につきましてもう少し検討いたしまして、申し出人の会社の将来の計画についても十分資料等を徴しまして、企業調整委員の方々にもご相談申し上げまして、もし適正な企業であるということになりますれば積極的にこれを誘致したいと思っています。

◇総合的振興開発計画策定について

○ 10番（崎山喜弘君） 長の所信表明の文中に諸施策の調和ある推進をはかるために村の総合的振興開発計画を策定しとありますが、その策定にあたりまして現在の基本構想、基本計画との関係、それから村全体のマスタープランを作成するのか。その作成に当っては村当局独自の考えですか。又、コンサルタントに委託をする考えであるのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 総合的振興開発計画は仮の名称として受け取っていただきたいわけですが、基本構想が策定されているわけですのでその構想というのはあくまでも基本でなければいかんと考えているわけですので、当然基本構想に基づく基本計画を相関させましてその構想の精神を貫けるような形の計画でなければいかんと考えています。

全体的なマスタープランということですが、私といたしましては産業、文化、福祉、行政の各分野がございますが、それを総合的に考えてみたいということがございます。それに当りまして職員、それから村内のその面の専門的な知識を持った方々を網らして考えたいわけですが、どうしても村内のスタッフでは難かしい専門的な分野が出て来ると思いますので、県や開発庁などと連絡を取りながら指導を仰ぐということも考えられますが、具体的に何時からどうするというにつきましては現在の段階では煮詰ってないですが、これは私の村政に臨む基本的なものでございますので出来るだけ検討を急ぎましてなるべく早くそれが進められるように努力していきたいと思っております。

◇養蚕業の導入について

○ 9番（平良 実君） 戦前は地域ごとに養蚕室があつて婦女子の重要な収入源となり、村経済に大きく貢献をしていた。また戦後も他町村より先んじて導入され、農家の副業として飼育されたが、経済の変動により飼育農家も成り立たなくなり廃業に追いやられた状態ですが、近年養蚕を復興しようとの機運が高まりつつありますが、それは本村の農業形態を変える一環として導入される考えがないかどうかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 県内でも養蚕事業はやや成り立っている地域もあるようですし、これから振興を図っていこうという地域もあるようです。私共といたしましては村内の養蚕業の振興を図れという声もあるのも事実でございます。その声に対して耳を貸さなければいけません。それでこれから多少時間がかかるかも分かりませんが、現在養蚕業を推進している地域の実態も調査いたしまして、本村の立地条件と整合性があるものであるのか。それから養蚕を目指す農家がどのように考えているのかということも考えなければいけないと思います。これから内部的に検討いたしまして関係機関の見通しなどを拝聴してこれに対処していきたいと思ひます。

◇農村地域定住促進対策事業について

○ 4番（知念亀次郎君） 昭和58年から61年までの4か年にかけて地域定住促進対策事業が250,000千円の予算で実施されるが、この事業で行なわれる事業名をお聞きしたい。

○ 経済課長（仲村順三君） 共同かん水施設事業として田嘉里のみかん園に約10ヘクタール計画しています。それから土地改良の中ですが排水不能になっていますので、田嘉里に約205メートル計画しています。農業排水施設整備事業で大兼久に約150メートル、それから上原の公民館が老朽化しておりますので多目的集会施設として整備しようと計画しています。それから農協が事業主体になるわけですが、パイン、花、野菜貯蔵施設、押川の公民館もこの事業で整備しようということです。田港地区にはみかん園が相当あるんですが道路がなくてかついで運搬しているので、そこにモノレール式の生産運搬施設の計画を進めています。大保も公民館が老朽化しておりますのでこの事業で施設しようと計画しています。その他に半崎に約6ヘクタールだと思ひますが、そこも圃場整備の計画もしておりますが、県と調整しまして県がこの250,000千円に上積み出来るのであればやろうと計画を進めているわけです。

◇村政に対する所信表明について

○ 13番（松島重克君） 所信表明の中で機構の改善と人事の適正化ということをやうたっておられるわけですが、機構の改善と人事の適正とはおよそどういふものであるのかお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○ 村長（新城繁正君） 現在の機構になりまして随分時間になるわけですが、業務がどんどん入って来てどちらに所属した方がいいのかという即時に判断しかねるものも入って来ておりますので、そういう辺りで課長や職員からもう少し整理する必要があるのではないかと、そういう声も前からあるわけでございます。それでそういうことに向けて話し合いされて来ましたがそれが実現しておらないわけです。何時までもそうしておくのは村民サービスの面から放っておけないことですので、機構改善検討委員会を設けてその推進を図っていきたいと、その内容でございますが、今は5課ですが直接住民に関係する業務が両方にまたがっているものがあるわけですし、そういうものをもう少し整理して住民サービスに徹する必要があるのではないかと、それから総合開発の関係もございまして企画分野のスタッフを、定数を増やすという考えは持っていませんが現人数で出来ないかと、そういうことが私が構想としている機構改善ということなんです。

水道関係におきましては事業業務は建設課でやっていますが、これが実施となると厚生課というようになりそうございまして、事業部門と事務部門ということも考えなければいけませんので、それと関連して人事の適正化ということを申し上げているわけですが、職員の大部分の意見としても異動も考えてくれということなんです。それには適材適所ということで持っている能力に適合する事務が与えられているかどうか、或いは持っている能力を十分発揮出来ないで何年も同じ場所に勤務させられているのではないかといろいろありますので、そういうものを早速検討いたしまして機構の改善と併行いたしまして人事の適正化を考えていきたいと、職員の意見も十分拝聴しながら現在の陣容で何とか出来ないかと考えています。

○ 13番（松島重克君） 人事の適材適所をするために大幅な人事異動、或いは定期的な人事異動も含まれているのかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 人事異動も当然考えているわけです。異動によって業務が停滞するとかということもありますので、それも十分勘案して、機構改善に伴う異動ということになりますのでこれまでの異動よりは規模も大きくなるだろうと思っています。

定期的な異動につきましては異動方針というのが既に出来ておりまして、ほぼ5か年という方針は持っているわけです。ところがなかなか思うように運んでないということですが、これからその実現を図っていこうと思っています。

○ 13番（松島重克君） 所信表明の中に内外の情勢の厳しさにかんがみ業務の合理化、高率化、迅速化が求められておりということがうたわれているわけですが、この所信表明からいたしますと前村政におきましてはこれ等のものが欠如していたというように受け取られる向きもあるわけです。これについてはどのようにお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 前村政にこのようなことが欠如していたということを申し上げる

わけではございませんが、多少力が足りなかったこと、努力が足りなかったこと、これは確かに先程申し上げましたように方針として出してはいても出来なかったということ等は私としてはこれは十分あるというように考えております。

○ 13番（松島重克君） 内外の情勢の厳しさというのはここ数年来常に叫ばれており今に始ったことではないんです。その中で所信表明の中でこれが求められているということになりますと、従来これが欠如していたと、そうも受け取れると思うんですね。そうしますと職員の方々、前執行部、我々議員も困るんですね。だから私はこう見ているんです。前村政においてもそれなりの努力はされておったと、新村政においてはより合理化を図りより効率化を図りより迅速化を図るというのがお考えではなかろうかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） おっしゃるとおりでございます、私としては前村政がこういうところに欠如していたということは全く考えておりませんし、職員にしましても村長にしましても常に情勢を判断しまして態制を整えてまいっているわけでございます、これを勿論評価いたして、私としてはこれまでよりも力を入れてより推進していきたいという内容でございます。

○ 13番（松島重克君） そういうお考えであろうかと思っておりますが寸足らずという感じがするわけであります。

総合的振興開発計画というものを打ち出しておられるわけですが、従来本村には基本構想というマスタープランというものが存在しているわけです。新しく総合的振興開発計画というものが打ち出されておりますが、これと従来ある基本構想とはどういう点において相異があるのか。

○ 村長（新城繁正君） 構想を具体化した基本計画は一応は策定はされていると、私といたしましてはその精神は柱として、それをもっと実践的な計画を割り付けしていくということを考えているわけです。その構想をより年次的に具体化していくということでございます。

○ 13番（松島重克君） この所信表明からしますと総合的振興開発計画というものが新しく策定されるものというように受け取るのではないですかね。ところが今の話からすると基本構想をより具体化するというをおっしゃっておられるんですが、この基本構想には基本計画実施計画まで付随しているわけです。だからこれを新に策定するということはどういうことか理解に苦しむわけです。その点どうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 私が申し上げておりますのは、基本計画や実施計画というものと内容は一緒かも知れませんが、これが今のところ機能はしていませんので私としては調整をして既ぐ機能出来るものを作っていくという考え方の基にこれを打ち出しているわけで

して、別に総合振興開発計画というものが新しいものが出来るのかと受け取られても表現上問題だなあと思ったりしますが、私が目指していますのは実施計画の段階のものを考えているわけですし、策定されております基本構想、基本計画と別個のものではなくて絶えず日常業務の中にこれが活されるものを策定していきたいということでございます。

○ 13番（松島重克君） 新しいものというように受け取ってもらうと困るということになりますと、やはり、そういうことになりますと従来ある基本構想、基本計画、実施計画は洗い直すところは洗い直しこれらの整備充実を図るということになるのではないかという私なりの受け取り方をしていますが、これはどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 過疎計画が急いだために、基本計画からどんどん上げて来ましたが、過疎計画に折り込まれたものが過疎事業としては該当しないものが出て来ているわけです。そういうものを見直し等も迫られているわけです。ところが法的な問題や手続きの問題がありまして、それを行政部門で簡単に変えることが出来ませんので、現在のところ県と調整して洗い直しをしようという作業は進めているわけですが、いろいろな計画がございますがそれを総てまとめて一見して村の計画がどういう形になっているかということを整理をさせて判然とさせたいということで総合ということで表現しているわけです。

○ 13番（松島重克君） モデル事業や定住事業はそれなりの制度によって別に計画されていると思うんです。制度上そう出来ないから別になっているんだと思います。だから先程言ったことは私から言うとピント外れていると言わざるを得ないわけです。だから、もしこういう新しいものをお感じになってやられるなら、じゃあ従来ある基本構想、或いはモデル事業計画その他の計画というのはどうなるかと、あれは打ち切って終りだと、これにまとめてしまうという考えだと、どうも今のお話ではまだそこまで構想はまとまっておらないような感じですが、だから基本構想とこの総合的振興開発計画とどうもはっきりしないわけです。

従来集めてやらないで別にやっているというのは制度上の問題があると思うんですがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに制度上の問題もあると思います。私がこういう構想を持っていますのは、業務を推進していくためにどの課ではどういう業務をやっているかということがひとつの冊子になっておれば業務を推進するために明確になるのではないかと、そうしますと業務の効率化や関連というのが保てるのではないかという考えからそういう発想が出ているわけです。

○ 13番（松島重克君） 従来、基本構想の成り立ちを考えた場合、この基本構想は各課で検討され、それを持ち寄ってなされたと、そしてそれに付随する基本計画は各課の計画が取り入れられてそして全体の計画と、だから新しく総合的振興計画を策定されるのも結構です

が従来あるものはどうなるのか。従来あるものを充実整備をしてその上で不足ということであるならば新しい計画を打ち出すのも結構かと思いますが、従来あるものを十分検討してやるべきと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） そのとおりでございまして、この間話しました時にも開発局の職員も私の今の説明に頭をかしげている場面もあったわけです。その時にもこういうことを仮に構想するにしても村には基本計画があり過疎計画があり基本構想があります。これからいろいろ検討いたしまして、これでいけるもの或いは見直しがあるものは十分その面の調和を図りながら構想を進めてまいりたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時16分）

再 開（午後2時30分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇福祉施設の誘致について

○ 7番（宮里盛順君） 10年程前津波中学校の上に保養センター施設の敷地として201,233平方メートルが琉球政府に提供され、その後復帰と同時に厚生省に移管しておるけれど、まだ10年余になってもその実現が見ないのであります。去る10月9日の新聞に保養基地についての記事がありますが、それによりますと読谷村から国頭村までの西海岸が適地であると報じられています。本村は無償で提供した用地もありますし、福祉施設の誘致について積極的に取り組むお考えを持っているか。

○ 村長（新城繁正君） 無償ということではありますがこの用地は有償ということでありま。この問題についてはこれまでも何回か取り上げられまして当時の村長からも説明があったと思います。

6月24日付けで年金保養センターを建設してくれと現在も要請を続けているわけですが、それについての回答はまだもらってないですが、これは県としてどのように考えているのかということについて確かめて働きかけたいと考えています。

◇大兼久前国道58号線補償問題について

○ 1番（平良森雄君） 大兼久59番地、71番地、87番地の国道補償金が国道事務所より村に支払われていると聞いていますが、その理由がございませうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） この3件の土地買い上げにつきましては村が補償金をいただいております。これは村の財産という公簿上の証拠もございませう。これは登記もされておまして登記簿もそこにもございませう。そういうことから村は受け取ったわけでございませうので、その土地がどういようにして村有地になったかその経緯については分かりませうが、上司

の決裁もありますし登記簿もあります。

その後大兼久区長から口頭で字有地であったんだということが当時の村長にはあったようですが、その時は書面でもって出してくれという村長の回答がありまして、9月3日に大兼久区長から異議申し立ての文書が村長に出しています。その時に当時の村長は大兼久の土地であるという法制能力を証するに値する書面があればその補償金は返してもいいということをお返事をしているというように私達は聞いております。

○ 1番（平良森雄君） この土地は祖先伝来の大兼久の土地であります。

前村長は大兼久の土地であるという書類があれば返してもいいということのようですが、現村長はいかがお考えでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 先程総務課長からお話がありましたように、当時の調査からこういう結果になっているということですので、現在としてはいかんともし難いわけですが区長からも申し出がありますので、はっきりいたしますれば前村長も明言されておりますのでそれを引き継ぐ私にも異存はございません。それがはっきりした時には当然受け取るべき皆さんにお返しするというのを約束したいと思います。

◇村政に対する所信表明について

○ 12番（前田貞四郎君） 地域資源の保全と活用に努めることについて水資源と山林資源の活用という話が先程ありましたが、根路銘村政時代から大きな構想を持っていました陶芸村の問題ですが、あの陶土も大きな資源だと思います。その活用についてですが、限られた何名かの人だけで陶土を利用させるよりも沢山の人の利用させてやるのが活用につながると思いますが、村議会としても立ち退きを命じられた2人の問題を解決してやるのが活用につながると思うんですが、その2人の立ち退きの問題は怎么样了か。

○ 村長（新城繁正君） 前村長の構想としてはやちむん村構想という表現でございましたし、そういう構想がまだ具体的に出来上っておりませんが構想としては持っておられましたので、そういうことで採土場が基本的なものだということで進めて来ているわけですが、現在も8名の方が組合を結成しておりましてその方々からも情報を提供してもらっているわけですが、陶土を採土することについては村としては特定の人を枠付けをしているということではなくて、村内で陶業を営む者にはその陶土を利用してもらおうということで方針が出ています。これからもそういう方針を堅持するわけですが、それがいろいろ手続きも経て構想も練られていくと思いますが、先程解られたことですが、これはまだ懸案事項でして私としては自然の保全やきもの構想をより具体化していくという過程の中で、前村長からの意向もありますし、又、引き継ぎ事項の中に入っているかも知れませんが、そういうこと等も十分考慮しまして適切な対処策を考えていきたいと思っています。その辺の事情についてまだ経

緯を聞いておりませんのでお答え出来ませんが、私の姿勢としましてはまだそのままなっているとするんでしたら早く接触いたしまして、事情等を関係職員から聴取して陶芸組合の皆さんからも情報を収集いたしまして適切な処置をしていきたいと考えております。

◇大宜味祭りについて

○ 10番（崎山喜弘君） 村民は大宜味祭りに関しましては非常に期待をしておりますが、その祭り費につきましては当初予算では費目存置になっています。開催するにはそれ相当の準備に時間がかかりますが、村当局としては開催する考えがあるのかどうか。開催されなければその理由についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 前村長の方針としてもこの祭りは継続していこうという方針を持っています。それを受け継ぎました私としてもその意義は評価出来ます。祭りについての実行委員会が6月頃開かれてはおるわけですがその時に組織の問題で完結しませんで、その後委員会が持たれておりません。その当時は時期的には11月の第2土曜日にしようかとまでは話し合っているわけですが、私共といたしましては実行委員会を開きましてその意見を十分徴して検討していこうという段階でございます。努めて早く機会を持って祭りについての結論を出したいと思えます。

◇農用地利用増進特別対策事業について

○ 4番（知念亀次郎君） 農用地利用増進特別対策事業に対する補助金として49,665千円計上されていますが、来年度も予算化する計画がありますか。

○ 村長（新城繁正君） この事業は制度上一地域一事業について単年度事業となっております、来年度はこの事業を導入するということは出来ません。従ってこの事業に対する予算は来年度は計上されないということになります。

◇村政に対する所信表明について

○ 13番（松島重克君） 新村長は前村政の継承推進をうたっておられるわけですが、これからよりも当面は豊かな経験と高い識見のもとに進めてこられた根路銘村政を継承し、推進してまいりたいと考えておりますとなっておりますが、当面とはおよそどれだけの期間か。政策的に見てどのような評価をされているのか。

○ 村長（新城繁正君） 私が考えております村政運営は、勿論村長の任期は4か年でございます。従いましてその後につきましては私は全く今のところ考えませんで、この任期中にどう村政を担当していけるのかというのが基本原則でございます、2か年程度は自分の考えが煮詰らないのではないか、そこまでは継続していき事業が大部分ですので、そういう継続事業を推進していくのが当面の課題であるということで、一応2か年程度はこれまで村政を担当して来られた前村政を受け継ぐということを考えているわけです。

それから豊かな経験と高い識見ということですが、これは私の本心でして、復帰前10年復帰後10年しかもその前に5年の助役の経験もあると、財政的に苦しい本村をここまで導いて来られたという業績は高く評価しなければいけないと思っています。

○ 13番（松島重克君） 前村政の政策面についてどう評価されているかということにつきまして明解な答弁がなかったわけですが、前村政を継承推進していくというからには高く評価されていると思うんです。だからどう評価されているかということをお聞きしているわけです。

○ 村長（新城繁正君） 私が評価或いは継承していくと申しておりますのは、財政力の弱い自治体でありながら農業基盤の整備や医療機関の整備等の導入をやって来られたと、国の補助事業は導入するという考え方を持って来ておられますし、教育環境の整備につきましても関心を持たれまして強力に推進して来られたと、それから国民が主権者であるということをお主張して来られた、そういう基本的な考え方をもちであったと、私もその考え方に基本的に同感ですし、そういうことから発することが根路銘村政というふうに考えていきますと、これまで根路銘村政がやって来られた姿勢と政策というのを、当面と言いますかこれは続くかも分かりませんし、私の基本的な考えに変わりはないと申し上げますが情勢の変化や村民の嗜好によりましては多少修正されることがあり得るかも知れませんが、そういうことで当面とはということで申し上げているわけです。

○ 13番（松島重克君） 当面とはほぼ2年ということですが、そういたしますと2年は全面的に継承推進していくのであるのか。

○ 村長（新城繁正君） 基本的には100%継承とい考え方を持っていますが、財政事情とか行革或いは国の動向等で何らかの影響が考えられるわけです。即応しなければならぬという事態が出て来ればそれに即して対応せざるを得ないだろうと考えております。

○ 13番（松島重克君） 村長は立候補するに当って公約されているかどうか分かりませんが、もし公約されておればどういう公約を掲げられていますかお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） この件につきましては実は複雑な経緯がございまして、政策を掲げて選挙戦に臨むという事情ではなかったわけです。立候補するからには自分の所信というものがないで村民に立候補の意思を表示するということは村民に申し訳ない、姿勢もはっきりしないで村政を担当出来るかということにもつながりますので、私としては先程申し上げました基本理念を総論的に一応申し上げまして、それを各民主団体、村内の政党の方々にも申し上げたわけですし、今回の場合は皆さんにそれを訴える機会がなくて、ただ姿勢としてはこうでありますと申し上げたわけです。

○ 13番（松島重克君） 立候補における公約はなかったと、しかし、それに代わるものと

して政策が3つ基本政策が7つということですが、前村政に対して新しい政策として打ち出しておられると考えておられるのか。これもやはり前村政の継承であるのか。

○ 村長（新城繁正君） 具体的にどういう政策を掲げていけばいいのかということをお考えしましたが、これまで助役という経験の上から考え出したものですので、私としてはこれまでの根路銘村長が政策として考えておられたことは基本的には同じではないかと思えます。

○ 13番（松島重克君） 新しく立候補する場合は従前の政策に対して新しいものを掲げるのが通常概念になっておられるかと思ってお伺いしたわけですが、基本的には前村政の継承ということで私の早とちりではなかったかなという感じがするわけですが、前村政はイデオロギー的にはご存知のとおりだと思います。新村長は多少そういう面のニュアンスが違っているように私は耳にしているわけです。はっきり申し上げまして前村長は社大党の党籍をお持ちである。ところが新村長は村民党を高く掲げておられるということをお伺いしているわけです。その辺イデオロギー的にはどうなっているのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 一応そういうような声をかけられたことがございます。ところが私としては全く政党或いは政治というものについては不勉強でございますから、今そういうことを私に申されても私自身そのものがはっきりしないのに党人として即座に入っていくということは考えられないということで勉強しましょうということでございまして、従いまして社大党の政策というものについても私は十分分かってないわけです。私は今の党にも所属しておりませんし所属しようという考えも今のところ持っていません。

○ 13番（松島重克君） 私が先程の質問をしましたのは、前村長は革新共闘会議の推薦という立場に立っていたわけです。その村長の下に助役として就任された時点で全てを認識されて就任したのではないかということから質問したわけですが、そこまでお考えでないということでもありますのでそれはその辺で結構でございますが、最後にお伺いしたいのはほぼ2年間は前村政を全面的に継承推進していきたいということですが、これは言葉を変えれば前村政の後継者ということになるのかどうかお聞かせ願いたいと思えます。

○ 村長（新城繁正君） スタートから後継者ということになりますればそれなりの情勢が出て来たと思えますが、私の立候補に対して100%後継者にするというような保障はしておりませんので、私が自分勝手にそういうことを申し上げても相手の考え方がどうであるのかと思えますが、社大党や前村長が私のことをどうお考えになろうともこれまでの根路銘村政ということをお考えしてみますればそれなりの村政を執って来られたし識見も高い人であるという私からの意識というのは先程申し上げているとおりでございますので、そういう意味では必ずしも後継者という言葉が適当であるかどうかいささか疑問をはさんでいるわけですが、私は前村政を継承していくという考えを持っているということをお知らせしたいと思

ます。

◇大兼久農道について

○ 1番（平良森雄君） 大兼久は昔から所有していた平地は殆んどは公共用に供していません。山地には車の通る農道が1本もなく困っています。その山地にはシークワサーが相当作付けされています。今年も収穫期になっていますが農道がないために相当数が放ったらかしにされています。そういうことから若者は農業をする意欲を失ない部落に定着せず農業後継者も出来ないのが現状です。そういう意味からも大兼久の黒石線仲山線川登線に農道を造っていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） この農道問題につきましてこれまでも議会におきましていろいろ質問があったようです。村としてもその質問の真意はよく理解しているということですが、補助事業を考えても採択基準にその地域が合致するかどうかということと、水源地という要件もあり、そういうことで村としてもなかなか解決策が見い出せないというのが現状のようです。

○ 1番（平良森雄君） 水源地があるために解決出来ないということで私達も困っています。この水源地についてはどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 水源地の問題だけが阻害になっているということだけではございません。採択基準や取り付けの問題等もあるようでございます。

○ 1番（平良森雄君） 前向きに検討していくという考えがおありですか。

○ 村長（新城繁正君） 現在の財政の中でこういう事業を単独でやりましょうということは即答しかねます。従って補助事業で実施する以外は考えられませんので、これまでも県と接触をして検討しておるわけですが現在のところ採択基準に難点があるということでございますので、再度県と接触して検討してみたいと思います。

◇干拓事業について

○ 7番（宮里盛順君） 本村は山が多く平たんな農地、宅地、が少ないが干拓に適している場所もあると思う。そこで干拓事業をして海に耕地を延ばす考えはないか。

○ 村長（新城繁正君） 公有水面を埋立て土地造成をするということだと思いますが、当面は構造改善事業や土地改良事業を導入して現在荒廃化している土地を有効に活用しようというのが現在進めているわけでして、環境保全ということから埋立てが将来的にはたしてどれだけの意義を持つのかという点につきましては就任したばかりですし、まだやるべきものが沢山残っておりますし、先ずそういうものを優先してやっていくとこれについてはしばらく時間を貸してほしいと思っています。

◇大兼久小兼久農業排水路について

○ 1番（平良森雄君） 部落でも何とかやってくれるように要請は続けていると思いますが、未だにその整備が行なわれてないわけです。この排水整備工事の見通しについてお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 定住化促進事業にこの事業をのせて、村の方針としては60年実施という計画で県と調整を進めていきたいということでやっています。

◇塩屋湾内道路の整備について

○ 1番（平良森雄君） 大保から塩屋に至る道路は通学路となっていますが道が狭い上にカーブが多い。現在大宜味中学ではこの地域の子供達は自転車通学を許可しようとしていますが、危険が多いので是非湾内道路に自転車道と歩道を設置していただきたいと思いますが、関係機関に要請していただきたいと思います。国体が塩屋湾で何か行なわれるのでしたらそれと絡めて出来ないものかどうか。

○ 村長（新城繁正君） 国体の漕艇を塩屋湾海上で実施したいという考えは国体準備事務局としては持っておりますし、表現するならば99.9%までは進んでいるという事務局の話でございます。ところが正式な協議がありませんので私としては村民への公表も出来ませんが、塩屋湾を何とかもう少し生かす方法はないものかというようなことにも及びまして、前村長は水上スポーツ公園ということで県にも申し入れしているわけです。これが漕艇とどのようにかかわって来るかは分かりませんが、水上スポーツセンターにするのであれば当然その周辺も整備しなければいかんでしょうし、もし国体が正式に協議を交わす段階になりました場合にはそういうことを含めまして県にもお願いをしようと考えているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。
休憩いたします。

休 憩（午後4時10分）

再 開（午後4時19分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に委任することに決しました。これをもって昭和57年第10回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後4時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（4番） 知 念 亀次郎

署名議員（5番） 宮 城 長 雄